

東大阪市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

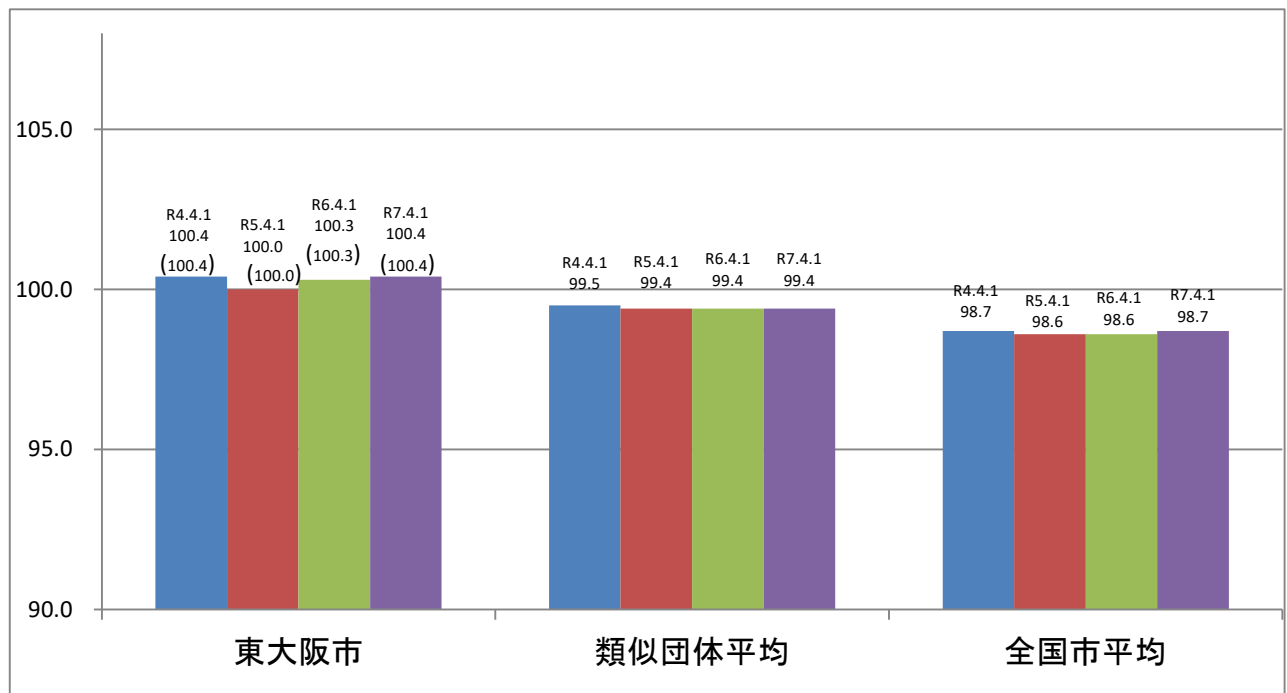
区 分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 5年度の人件費率
6年度	人 477,700	千円 229,750,791	千円 4,382,871	千円 29,635,791	% 12.9	% 12.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
6年度	人 2,768	千円 10,827,570	千円 3,476,249	千円 4,834,985	千円 19,138,804	千円 6,914	千円 6,541

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)／(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※令和7年4月1日のラスパイレス指数が100を超えている理由及び今後の見通しについて
 指数が100を超えている要因はひとつに限定されるものではありませんが、給与制度としては、初任給基準が国家公務員に比べて高いことが、主な要因であると分析しています。このことを踏まえ、平成31年4月に給料表の独自見直し（水準引き下げ）及び初任給基準の引下げを実施しており、今後の見通しとして、中長期的には指数の抑制効果を見込んでいます。今後も適正な給与水準の確保に努めてまいります。

(4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】国家公務員の給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額を引き上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

〔実施〕

(給料表改定の実施時期) 令和7年4月1日

(内容)行政職給料表及び消防職給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の引上げを行うとともに、8級及び9級の級間での給料月額の重なるの解消等を実施。

②地域手当の見直し

(支給割合)国基準12%に対し、本市においても12%(行政職)を支給。

(実施時期) 令和7年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き上げ、令和7年4月1日時点は11%、令和8年4月1日は12%を支給。

【参考】

	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	10%	11%	12%
東大阪市の支給割合	10%	11%	12%

③その他の見直し内容

扶養手当について、国と同様に見直しを実施。(令和7年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
東大阪市	41.8 歳	325,566 円	435,753 円	404,848 円
大阪府	41.3 歳	323,086 円	434,367 円	382,395 円
国	41.9 歳	332,237 円	—	414,480 円
類似団体	42.3 歳	331,473 円	417,367 円	377,585 円

②技能労務職

区 分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
東大阪市	62.3歳	5人	219,500 円	290,755 円	243,645 円
大阪府	54.3歳	385人	296,155 円	370,031 円	341,912 円
国	51.3歳	1,703人	294,567 円	—	337,907 円
類似団体	50.9歳	175人	323,727 円	381,452 円	354,857 円

○ 技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

1 基本的な考え方

平成18年度以降は技能労務職の新規採用を行わず、非常勤職員の活用を図るなどの方法により職員数の削減に努めてきたところであり、今後も引き続き行財政改革プランに基づき職員数の適正化を図っていきます。また給与につきましては、国家公務員や府下各市の動向を踏まえ、適正化に向けた取組みを推進していきます。

2 具体的な取組内容

平成19年度に国家公務員俸給表に準じた給料表の導入、平成25・26年度に技能労務職員を含む職員の昇給号数の2号給抑制を行い、また、平成27年度には給与制度の総合的な見直しと併せて独自の給料表の見直しを行ったところであり、適正な給料水準の確保に努めています。また、諸手当におきましては、平成19年度に特殊勤務手当の抜本的な見直し、平成21年度に持家に係る住居手当の廃止などを行い、適正化に向けた取組みを行っております。

③高等学校教育職

区 分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額
東大阪市	43.4 歳	371,019 円	453,313 円
大阪府	42.1 歳	363,197 円	451,464 円
類似団体	46.3 歳	389,158 円	455,377 円

④小・中学校(幼稚園)教育職

区 分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額
東大阪市	41.6 歳	360,630 円	434,474 円
大阪府	39.3 歳	362,047 円	441,023 円
類似団体	40.4 歳	328,122 円	383,554 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		東大阪市	大阪府	国
一般行政職	大 学 卒	225,600 円	227,100 円	220,000 円
	高 校 卒	201,000 円	192,900 円	188,000 円
技能労務職	高 校 卒	194,500 円	201,467 円	—
教 育 職	大 学 卒	264,992 円	254,800 円	—
	短 大 卒	241,696 円	232,400 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	278,110 円	350,834 円	392,645 円	404,782 円
	高 校 卒	250,100 円	334,914 円	367,817 円	380,700 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
教 育 職	大 学 卒	337,220 円	401,918 円	415,272 円	— 円
	短 大 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

(注) 各経験年数に該当する職員数が3人以下の場合は、近似の経験年数の職員について記載しているが、近似の経験年数においても該当する職員数が3人以下の場合には、「—」と記載している。

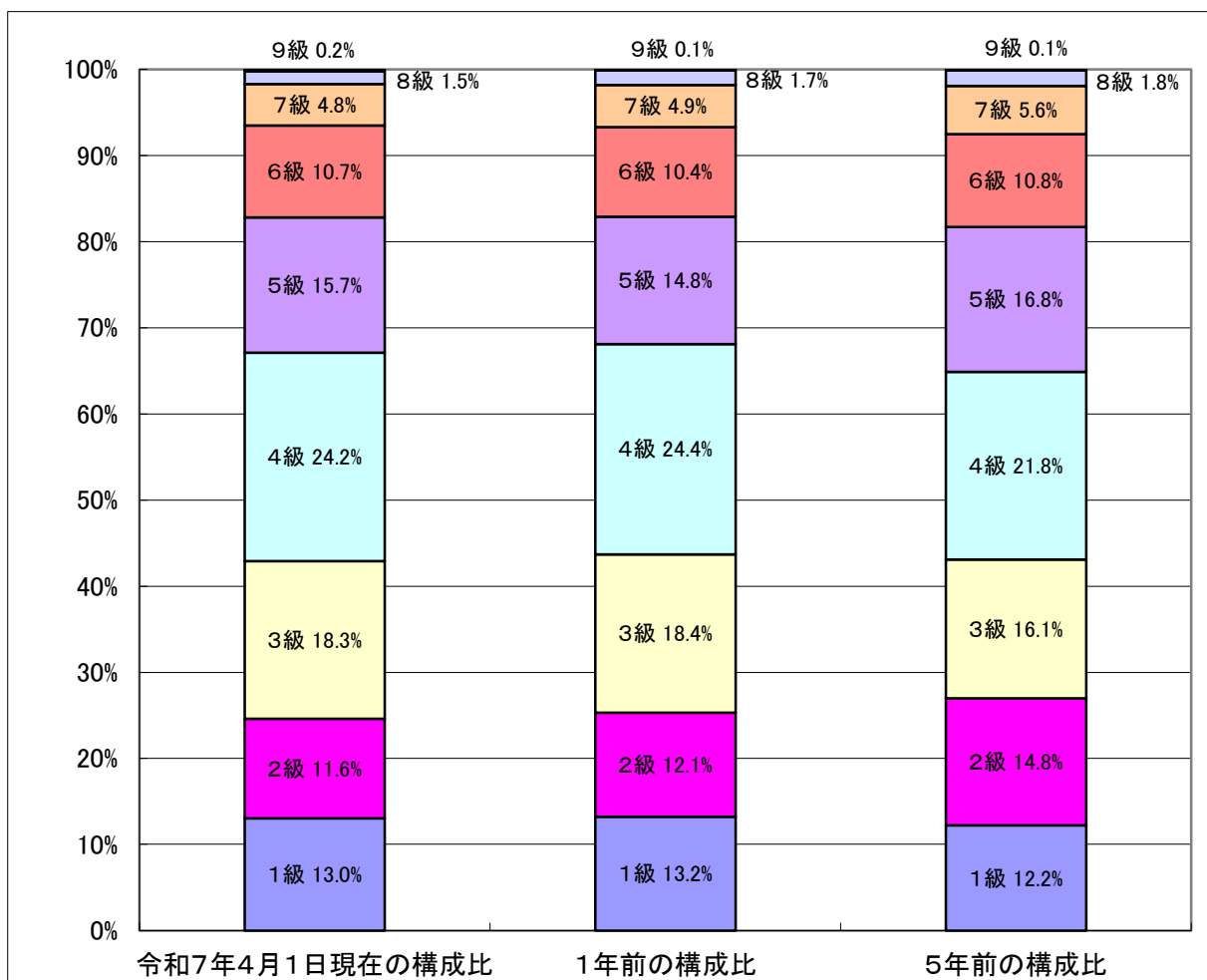
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

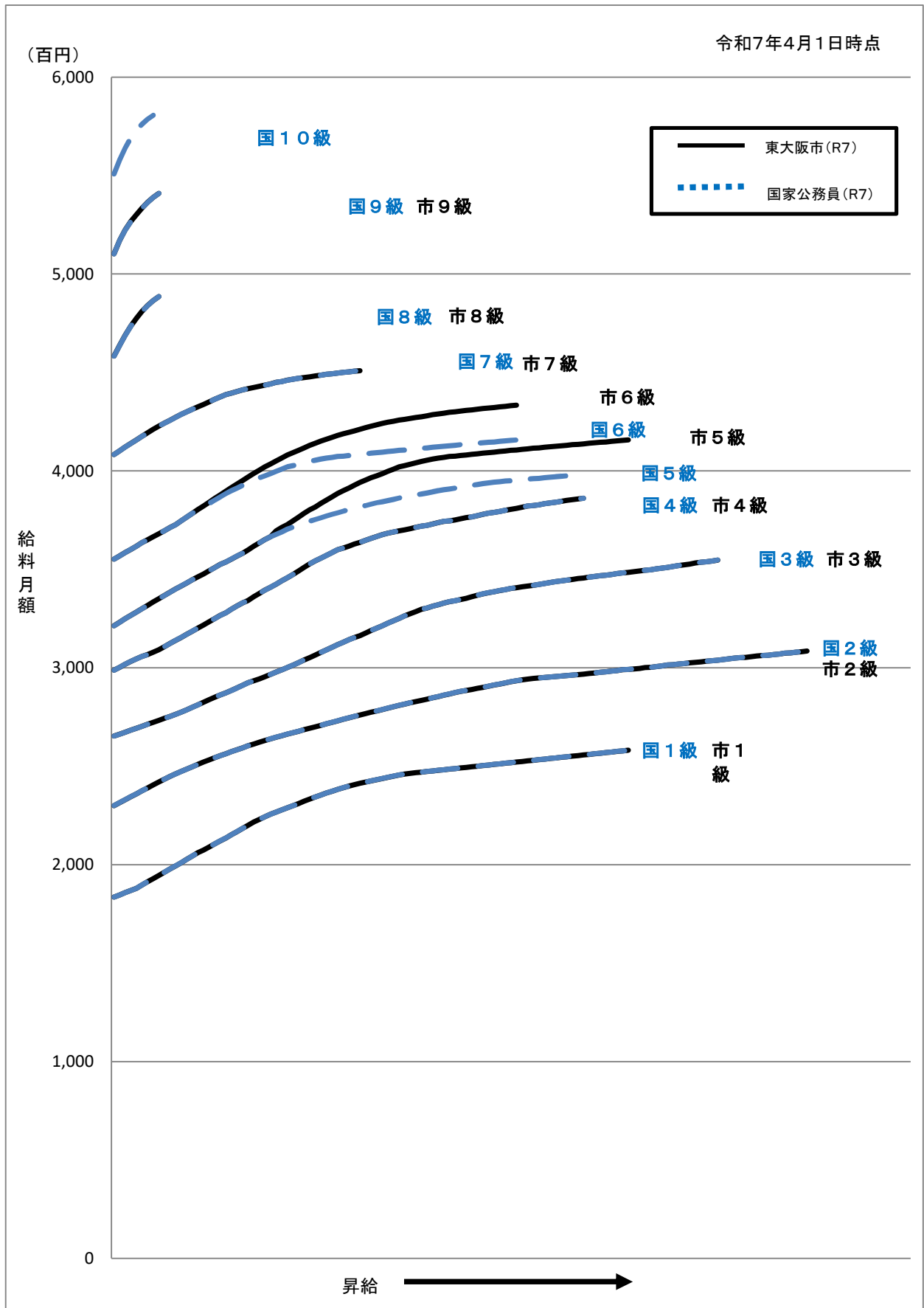
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
9級	局長・理事	人 3	% 0.2	円 510,200	円 540,900
8級	局次長・部長	人 25	% 1.5	円 458,300	円 488,500
7級	部次長	人 77	% 4.8	円 408,300	円 450,900
6級	課長	人 173	% 10.7	円 355,200	円 433,300
5級	総括主幹、副主幹	人 253	% 15.7	円 321,300	円 415,700
4級	係長・主査	人 391	% 24.2	円 298,800	円 386,100
3級	主任	人 295	% 18.3	円 265,300	円 354,700
2級	一般の職員	人 187	% 11.6	円 230,000	円 308,500
1級	一般の職員	人 210	% 13.0	円 183,500	円 258,100

(注) 1 東大阪市の給与条例に基づく行政職給料表の級区分による職員数であり、行政職給料表の適用を受けない職員を含まない。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一）） （令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（東大阪市）

令和7年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分					
上位、標準の区分					
標準、下位の区分		○		○	
標準の区分のみ（一律）			○		○
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

東 大 阪 市		大 阪 府		国	
1人当たり平均支給額(令和6年度)		1人当たり平均支給額(令和6年度)		—	
1,664 千円		1,875 千円			
(令和6年度支給割合)		(令和6年度支給割合)		(令和6年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.50 月分	2.10 月分	2.50 月分	2.10 月分	2.50 月分	2.10 月分
(1.400) 月分	(1.000) 月分	(1.400) 月分	(1.000) 月分	(1.400) 月分	(1.000) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5%～20%		・役職加算 5%～20%		・役職加算 5%～20%	
		・管理職加算 10%～25%		・管理職加算 10%～25%	

(注) () 内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（東大阪市）

令和7年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している成績率		支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率					
上位、標準の成績率					
標準、下位の成績率		○		○	
標準の成績率のみ（一律）			○		○
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

東 大 阪 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (4%～10%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2%～45%加算)	
1人当たり平均支給額	2,866 千円	21,074 千円			
調整率	83.7/100		調整率	83.7/100	

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「勸奨・定年」及び「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当

(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)			1,213,460 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)			408,023 円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数(令和7年)	国の制度(支給割合)
東大阪市	11 %	2,919 人	11 %

(4) 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		94,758 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		131 千円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)		25.0 %
手当の種類(手当数)		15種類
手当の名称	主な支給対象職員・業務	支給単価
滞納処分業務等従事手当	市税、保険料、使用料又は負担金の滞納処分等を行うため外勤業務に従事	日額100円
危険作業手当	毒物等が発生するおそれのある場所で行う作業等に従事	日額200円
	医師・看護師又は放射線技師が放射線撮影作業に従事	下記以外の者 日額200円
		保健センター勤務の者 撮影回数に応じ月30,000円以内
	感染症患者の検診、感染症病原体の検査、培養等の業務に従事	日額300円
	【特例】 特定新型インフルエンザ等から市民等の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業に従事(R5.5.8～)	【特例】日額1,500円(緊急に行われた措置であって、心身に著しい負担を与えるものに従事する場合は4,000円)
	家畜伝染病の病原体の検査、培養等の業務に従事	日額300円
社会福祉業務手当	生活保護法の規定に基づく被保護者等の相談、調査又は指導の業務に従事	日額150円
	行旅病人又は行旅死亡人の収容又は護送に従事	勤務1回につき1,000円
	児童相談所が行う相談、判定、指導、一時保護、援助等の業務その他これに類する業務に従事	日額1,000円
斎場墓地管理作業等従事手当	市立斎場又は本市が管理する墓地の管理業務に従事	日額600円
	市立斎場において死体焼却業務に従事	1体につき100円
	市立斎場において産汚物焼却業務に従事	1個につき10円
清掃作業手当	ごみの収集作業又は処理作業に従事	日額600円
	犬、ねこ等の動物の死体の収集作業に従事	1体につき100円
現場作業監督業務手当	消防士長又は副士長が作業現場における安全確保のため監督業務に従事	日額150円
医療業務手当	医師又は歯科医師が医療業務に従事	月額77,000円 (1級は97,000円)
診療業務手当	医師又は歯科医師が療養、指導等医務に関する業務に従事	月額23,000円
犬の抑留作業等従事手当	犬の抑留作業で特に危険を伴うものに従事	日額150円
	引取又は収容した動物の治療業務に従事	日額150円
	飼い犬の捕獲又は動物の収容作業に従事	日額1,350円
	抑留した犬又は引取犬等若しくは収容動物を処分する作業に従事	日額500円
食鳥検査業務手当	食鳥検査業務に従事	日額2,000円
	脱羽後検査又は内臓摘出後検査業務で特に必要と認めるものに従事	日額200円
夜間特殊業務手当	消防職員が深夜における交替制勤務に従事	勤務1回につき300円 (3級以上は500円)
	通信指令業務に従事	勤務1回につき200円加算

消防出動手当	消火、救助等の警防活動のため緊急出動したとき	出動1回につき250円 (3級以上は400円)
	大型免許を要する消防車両の機関業務に従事	200円を加算
	中型免許を要する消防車両の機関業務に従事	150円を加算
	普通免許を要する消防車両(指揮車等除く)の機関業務に従事	100円を加算
	指揮車等の機関業務に従事	50円を加算
	救急業務のため緊急出動したとき	出動1回につき50円 (3級以上は200円)
災害応急業務手当	救急車両の機関業務に従事又は救急救命士が救急救命業務に従事	50円を加算
	勤務時間外等において災害対策のため外勤業務に従事	1時間につき200円
年末年始業務手当	年末年始に休日急病診療所の職員が業務に従事	日額11,250円 (時間外勤務1時間につき315円加算)
	年末年始に感染症等の業務に従事	日額6,840円 (時間外勤務1時間につき315円加算)
	年末年始に市立斎場施設の緊急維持補修業務に従事	日額6,840円 (時間外勤務1時間につき315円加算)
	年末年始に市立斎場、本市が管理する墓地の管理業務に従事	日額29,340円 (時間外勤務1時間につき315円加算)
	年末年始に死体焼却業務に従事	日額5,400円
	年末年始にゴミの収集作業又は処理作業に従事	日額4,860円 (3級以上は6,570円)
	年末年始に食鳥検査業務に従事	日額6,210円 (3級以上は9,360円) (時間外勤務1時間につき315円加算)
	消防職員が年末年始に17時30分から24時までの交替制勤務に従事	勤務1回につき2,475円 (3級以上は3,330円)
	消防職員が年末年始に9時から24時までの交替制勤務に従事	勤務1回につき4,320円 (3級以上は6,030円)
	消防職員が年末年始に0時から9時までの交替制勤務に従事	勤務1回につき4,005円 (3級以上は4,995円)
教員特殊業務手当	上記以外で年末年始において業務に従事	日額4,050円 (屋外業務は4,320円) (3級以上は6,570円)
	教育職員が非常災害時等で生徒の保護業務等に従事	日額4,000～8,000円
	教育職員が生徒の負傷等に伴う救急業務に従事	日額3,750～7,500円
	教育職員が生徒に対する緊急の補導業務に従事	日額7,500円
	教育職員が修学旅行等で泊を伴う生徒の引率指導業務に従事	日額5,100円
	教育職員が対外運動競技等で泊を伴う生徒の引率指導業務に従事	日額5,100円
	教育職員が週休日等に部活動等における生徒の指導業務に従事	日額1,800～3,600円
	教育職員が週休日等に入学試験に係る受験生の監督業務等に従事	日額900円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	665,670 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	307 千円
支給実績（令和5年度決算）	672,452 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	309 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和 7 年 4 月 1 日現在)

① 教育職以外の職員

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	○扶養親族のある職員に支給 配偶者 3,000円 (行政職8級相当及び9級相当の者は支給なし。) 父母等 6,500円 (行政職8級相当の者は3,500円、9級相当の者は支給なし。) 子 11,500円 (15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の3月31日までの子1人につき、5,000円加算)	同		310,021 千円	258,998 円
通勤手当	○交通機関利用者には6ヶ月定期代相当額 交通用具利用者には通勤距離に応じて 1月あたり2,000～31,600円	同		366,850 千円	142,466 円
住居手当	○借家の居住者に対し家賃額に応じて支給 限度額 24,500円	異	別掲	186,324 千円	291,588 円
単身赴任手当	○勤務公署を異にする異動等に伴い転居し、配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給 1月あたり 30,000円(距離に応じた加算あり)	同		1,656 千円	552,000 円
休日勤務手当	○祝日及び年末年始の休日において、正規の勤務時間中に勤務した場合 支給割合135/100	同		153,185 千円	303,336 円
夜間勤務手当	○正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時までの間に勤務した場合 支給割合25/100	同		25,851 千円	65,116 円
宿日直手当	○宿日直勤務を命ぜられた場合 勤務1回につき5,900円以内	異	【国】支給額4,200円	30 千円	14,750 円
管理職手当	○役職に応じて支給 31,000～110,000円	異	別掲	459,165 千円	688,403 円
管理職員特別勤務手当	○管理職員が週休日等に勤務した場合 勤務1回につき4,300～10,500円	異	別掲	23,606 千円	144,822 円

住居手当 の内容	ア. 家賃額が月額6,000円を超える場合	家賃と6,000円との差額の2分の1(その差額の2分の1が18,500円を超えるときは18,500円)に6,000円を加算した額
	イ. 家賃額が月額6,000円までの場合	家賃の額

管理職 手当の 主な内 容	役 職 名		支 給 額	役 職 名		支 給 額	役 職 名		支 給 額
	暫定再任用 職員以外の 職員	局 長	110,000 円	局次長	102,000 円	部 長	100,000 円		
		部次長	70,000 円	参 事	60,000 円	課 長	60,000 円		
		総括主幹	40,000 円						
	暫定再任用 職員	局 長	96,000 円	局次長	87,000 円	部 長	85,000 円		
		部次長	57,000 円	参 事	46,000 円	課 長	46,000 円		
		総括主幹	31,000 円						

※総括主幹については31,500円までの範囲内で加算あり。

管理職員特別勤務手当の内容	ア. 管理職員が週休日等における6時間以上の勤務(ウ及びエの勤務を除く)に従事	勤務1回につき7,500円
	イ. 管理職員が週休日等における3時間以上6時間未満の勤務(ウ及びエの勤務を除く)に従事	勤務1回につき4,300円
	ウ. 管理職員である消防職員が週休日等において午前9時から午後12時までの勤務に従事	勤務1回につき10,500円
	エ. 管理職員である消防職員が週休日等において午前0時から午前9時までの勤務に従事	勤務1回につき6,300円

② 教育職

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
管理職手当	○役職に応じて支給 30,700円～80,900円を支給	異	別掲	11,176 千円	657,388 円
扶養手当	○扶養親族のある職員に支給 配偶者 3,000円 (行政職8級相当及び9級相当の者は支給なし。) 父母等 6,500円 (行政職8級相当の者は3500円、9級相当の者は支給なし。) 子 11,500円 (15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の3月31日までの子1人につき、5,000円加算)	同		8,968 千円	235,992 円
住居手当	○借家の居住者に対し家賃額に応じて支給 限度額 28,000円	同		10,714 千円	315,114 円
通勤手当	○交通機関利用者には、支給対象期間の通勤に要する運賃等相当額(1月当り55,000円まで) 交通用具利用者には通勤距離に応じて 1月あたり2,000～31,600円	異	交通用具等を利用している職員で、身体に障害を有する者 →2,900～43,600円の範囲内で距離に応じて支給	15,481 千円	98,604 円
夜間勤務手当	○正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時までの間に勤務した場合 支給割合25/100	同		68 千円	2,444 円
宿日直手当	○宿直勤務又は日直勤務を命ぜられ勤務した職員に支給 支給単価 5時間以上:1回6,700円 5時間未満:1回3,350円 執務時間が午前9時から午後1時までとされている日 :1回3,350円	異	(国規則) 5時間以上:1回4,400円 5時間未満:1回2,200円 執務時間が午前9時から午後1時までとされている日 :1回2,200円	0 千円	0 円
義務教育等教員特別手当	○高等学校及び幼稚園に勤務する教育職員に支給 支給単価: 級及び号給に応じて2,000円～8,000円 ※幼稚園教員については、1/2の額を支給			6,524 千円	40,773 円

管理職		役 職 名	支 給 額	役 職 名	支 給 額	役 職 名	支 給 額
手当の 主な内 容	暫定再任用 職員以外の 職員	高等学校長	80,900 円	高等学校教頭	66,900 円	幼稚園長	66,100 円
		幼稚園主任教諭	40,000 円				
	暫定再任用職員	幼稚園長	50,800 円	幼稚園主任教諭	30,700 円		

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等
給 料	市 長	824,000 円		(参考)類似団体における最高／最低額		
		(1,030,000 円)		1,180,000 円／ 707,000 円		
	副 市 長	870,000 円		960,000 円／ 696,000 円		
		(870,000 円)				
報 酬	議 長	720,000 円		827,000 円／ 584,000 円		
		(720,000 円)				
	副 議 長	666,000 円		748,000 円／ 513,000 円		
		(666,000 円)				
	議 員	630,000 円		700,000 円／ 475,000 円		
		(630,000 円)				
期 末 手 当	市 長	(令和6年度支給割合)				
	副 市 長	4.05 月分				
	議 長	(令和6年度支給割合)				
	副 議 長 議 員	3.9 月分				
退 職 手 当		(算定方式)		(1期の手当額)		(支給時期)
	市 長	給料月額×在職月数×50／100		24,720 千円		任期毎に支給
	副 市 長	給料月額×在職月数×35／100		14,616 千円		任期毎に支給

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。(市長以外は減額措置の実施なし)
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			令和6年	令和7年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	15	14	-1	会計間異動に伴う増員
		総務	404	414	10	
		税務	144	142	-2	
		労働	8	7	-1	
		農林水産	9	8	-1	
		商工	29	30	1	
		土木	238	232	-6	
		民生	695	712	17	
		衛生	357	347	-10	
		計	1,899	1,906	7	<参考>人口1万当たり職員数 39.89人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 48.24人)
	教育部門	379	341	-38	枠外教員の減員等	
	消防部門	522	521	-1		
	小 計	2,800	2,768	-32	<参考>人口1万当たり職員数 57.94人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 65.99人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	水道部門		118	114	-4	短時間勤務職員の採用
	下水道部門		75	74	-1	
	その他		96	89	-7	会計間異動に伴う減員
	小 計		289	277	-12	
合 計			3,089 [3,591]	3,045 [3,591]	-44	<参考>人口1万当たり職員数 63.74人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	16人	136人	266人	347人	358人	391人	381人	328人	330人	161人	170人	161人	3,045人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

年 度 部門別	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	1,813	1,879	1,882	1,921	1,899	1,906	93 (5.1%)
教育	384	378	367	387	379	341	-43 (-11.2%)
消防	519	517	516	514	522	521	2 (0.4%)
普通会計計	2,716	2,774	2,765	2,822	2,800	2,768	52 (1.9%)
公営企業等会計計	320	299	286	290	289	277	-43 (-13.4%)
総合計	3,036	3,073	3,051	3,112	3,089	3,045	9 (0.3%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

決算

区 分	総費用	純損益又は実 質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率	(参考) 令和5年度の総費用に占 める職員給与費比率
	A		B	B/A	
6年度	千円	千円	千円	%	%
	8,453,682	264,706	621,850	7.4	7.4

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費173,424千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A
6年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
	119	461,746	128,188	205,340	795,274	6,683

(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
千円
6,316

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、令和7年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務及び
定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
東 大 阪 市	41.7 歳	370,696 円	578,328 円
団 体 平 均	45.8 歳	345,838 円	524,813 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

東大阪市水道事業会計				東大阪市(企業会計除く)			
1人当たり平均支給額(令和6年度)				1人当たり平均支給額(令和6年度)			
1,643		千円		1,664		千円	
(令和6年度支給割合)				(令和6年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.50 月分		2.10 月分		2.50 月分		2.10 月分	
1.40 月分		(1.00) 月分		(1.40) 月分		(1.00) 月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・役職加算 5%～20%				・役職加算 5%～20%			

(注) ()内は暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

東大阪市水道事業会計			東大阪市(企業会計除く)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (4%～10%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (4%～10%加算)	
1人当たり平均支給額	3,905 千円	- 千円	1人当たり平均支給額	2,866 千円	21,074 千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後
その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績(令和6年度決算)		49,699 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		404,056 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数(R7)	一般行政職の制度(支給割合)
東大阪市	11 %	121 人	11 %

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績(令和6年度決算)		1,107 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		33 千円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)		28.6 %
手当の種類(手当数)		3種類
手当の名称	主な支給対象職員・業務	支給単価
特別事務手当	22時から5時の間の業務に従事	1時間につき450円
	突発事故等の非常呼集により業務に従事	1回につき1,000円
	災害時に緊急を要する業務に従事	1時間につき200円
	外勤で停水業務に従事	1回につき250円
危険手当	交通を遮断することなく行う道路上等の工事現場作業等に従事	日額200円
	毒物又は劇物の取扱業務に従事	日額200円
	高圧電気取扱業務に従事	日額250円
夜間特殊業務手当	深夜の全部の時間の業務に従事	1回につき1,100円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	17,952 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	197 千円
支給実績（令和5年度決算）	18,441 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	183 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	○扶養親族のある職員に支給 配偶者 3,000円 (行政職8級相当及び9級相当の者は支給なし。) 父母等 6,500円 (行政職8級相当の者は3500円、9級相当の者は支給なし。) 子 11,500円 (15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の3月31日までの子1人につき、5,000円加算)	同		11,650 千円	253,257 円
通勤手当	○交通機関利用者には6ヶ月定期代相当額 交通用具利用者には通勤距離に応じて1月あたり2,000～31,600円	同		13,095 千円	121,252 円
住居手当	○借家の居住者に対し家賃額に応じて支給 限度額 24,500円	同		10,478 千円	308,174 円
単身赴任手当	○勤務公署を異にする異動等に伴い転居し、配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給 1月あたり30,000円(距離に応じた加算あり)	同		0 千円	0 円
休日勤務手当	○祝日及び年末年始の休日において、正規の勤務時間中に勤務した場合 支給割合135/100	同		290 千円	16,118 円

夜間勤務手当	○正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時までの間に勤務した場合 支給割合25/100	同		0 千円	0 円
宿日直手当	○宿日直勤務を命ぜられた場合 勤務1回につき7,400円	異	【一般行政職】支給額 5,900円以内	0 千円	0 円
管理職手当	○役職に応じて支給 40,000～110,000円	同		23,591 千円	693,861 円
管理職員特別勤務手当	○管理職員が週休日等に勤務した場合 勤務1回につき4,300～7,500円	同		349 千円	24,907 円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
6年度	千円 14,723,638	千円 1,410,877	千円 524,978	% 3.6	% 3.4

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費180,747千円を含みません。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
6年度	人 76	千円 305,491	千円 91,194	千円 141,745	千円 538,430	千円 7,085

(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
千円 6,187

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、令和7年3月31日現在の人数である。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない）。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
東 大 阪 市	41.1 歳	378,660 円	597,757 円
団 体 平 均	44.6 歳	342,377 円	516,175 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

東大阪市下水道事業会計				東大阪市(企業会計除く)			
1人当たり平均支給額(令和6年度)				1人当たり平均支給額(令和6年度)			
1,821千円				1,664千円			
(令和6年度支給割合)				(令和6年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.50 月分		2.10 月分		2.50 月分		2.10 月分	
(1.40) 月分		(1.00) 月分		(1.40) 月分		(1.00) 月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・役職加算 5%～20%				・役職加算 5%～20%			

(注) ()内は暫定再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

東大阪市下水道事業会計			東大阪市(企業会計除く)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (4%～10%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (4%～10%加算)	
1人当たり平均支給額	535 千円	- 千円	1人当たり平均支給額	2,866 千円	21,074 千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績(令和6年度決算)			33,250 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)			431,822 円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数(R7)	一般行政職の制度(支給割合)
東大阪市	11 %	76 人	11 %

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績(令和6年度決算)		0 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		0 千円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)		0.0 %
手当の種類(手当数)		3種類
手当の名称	主な支給対象職員・業務	支給単価
滞納処分業務等従事手当	公共下水道使用料又は受益者負担金の滞納処分を行うため外勤業務に従事	日額100円
災害応急業務手当	勤務時間外等において災害対策のため外勤業務に従事	1時間につき200円
年末年始業務手当	年末年始における業務に従事	日額4,050円 (屋外業務は4,320円) (3級以上は6,570円)

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	12,706 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	202 千円
支給実績(令和5年度決算)	8,861 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	134 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	○扶養親族のある職員に支給 配偶者 3,000円 (行政職8級相当及び9級相当の者は支給なし。) 父母等 6,500円 (行政職8級相当の者は3500円、9級相当の者は支給なし。) 子 11,500円 (15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の3月31日までの子1人につき、5,000円加算)	同		8,957 千円	218,453 円

通勤手当	○交通機関利用者には 6ヶ月定期代相当額 交通用具利用者には通勤 距離に応じて 1月あたり2,000～31,600 円	同		10,814 千円	144,186 円
住居手当	○借家の居住者に対し家 賃額に応じて支給 限度額 24,500円	同		7,192 千円	266,353 円
単身赴任手当	○勤務公署を異にする異 動等に伴い転居し、配偶 者と別居し、単身で生活 することを常況とする職員 に支給 1月あたり30,000円(距離 に応じた加算あり)	同		0 千円	0 円
休日勤務手当	○祝日及び年末年始の休 日において、正規の勤務 時間中に勤務した場合 支給割合135/100	同		147 千円	24,445 円
夜間勤務手当	○正規の勤務時間として 午後10時から翌日午前5 時までの間に勤務した場 合	同		0 千円	0 円
宿日直手当	○宿日直勤務を命ぜられ た場合 勤務1回につき7,400円	異	【一般行政 職】支給額 5,900円以内	0 千円	0 円
管理職手当	○役職に応じて支給 40,000～110,000円	同		18,056 千円	722,256 円
管理職員特別勤務手当	○管理職員が週休日等に 勤務した場合 勤務1回につき4,300～ 7,500円	同		72 千円	10,242 円